

# 保育所等 利用のしおり



保育所等を利用中の方は、この「しおり」をよくご確認ください。

佐々町役場 住民福祉課

## ☆ 目 次 ☆

| 【保育所等の利用について】                  | ページ  |
|--------------------------------|------|
| ・ 保育所等の利用について                  | 2    |
| ・ 2・3号認定の要件                    | 2・3  |
| ・ 申込み方法                        | 3    |
| ・ 申込みに必要な書類                    | 3・4  |
| ・ 利用の調整(選考)                    | 4    |
| ・ 利用開始日および期間について               | 4・5  |
| ・ 施設利用中の手続きについて                | 5    |
| ・ 施設をやめるときの手続きについて             | 5・6  |
| ・ 育児休業中の利用児童の取扱いについて           | 6    |
| ・ 寡婦(夫)のみなし適用について              | 6    |
| ・ その他留意事項                      | 7    |
| ・ 利用者負担額(保育料)について              | 7・8  |
| ・ 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 記入例 | 9・10 |
| ・ 佐々町内保育所等位置図                  | 11   |
| ・ 保育所等の利用者負担額(保育料)             | 12   |
| ・ 提出物チェックシート                   | 13   |

※ お問い合わせ先 〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免 168 番地 2  
TEL0956-62-2101 佐々町役場 住民福祉課 福祉班

## ◇◇保育所等の利用について◇◇

保育所等とは、保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業(小規模保育事業)をい  
い、保護者の仕事などにより家庭で保育できない児童を対象に保育を行う児童福祉施設のことで  
す。

利用するためには、町から保育の必要性の認定(2号・3号の支給認定)を受ける必要があります。  
支給認定後、保育の必要性の高い順に利用開始となるため、定員に余裕がないときは希望  
する保育所等を利用できない場合があります。

## ◇◇2・3号認定の要件◇◇

保育認定の区分は、満3歳以上は「2号認定」、満3歳未満は「3号認定」といいます。認定  
を受けるには、次の基準を「全て」満たす必要があります。

- ★ 原則として佐々町に居住し、住民登録をしていること
- ★ 保護者に次のいずれかの「保育を必要とする理由」があること

### (1)保育を必要とする理由と期間、及び証明書類

|             | 保育を必要とする理由<br>利用できる期間                                       | 証明書類<br>※保護者(父母等)の分が必要です                                |
|-------------|---|---|
| 就<br>労      | 常勤・パート・内職による就労の場合<br>⇒就労している期間                              | 就労証明書<br>※勤務先・請負先の証明                                    |
|             | 自営業・農業・漁業による就労の場合<br>⇒就労している期間                              | 就労証明書及び直近の確定申告書の控え<br>または源泉徴収票等、自営業を営んでいる<br>ことが証明できる書類 |
| 出<br>産      | 出産する場合⇒出産予定日の前月・当<br>月・翌月・翌々月(最大4カ月)                        | 保育所入所申立書、母子健康手帳の写し<br>(出産予定日及び氏名欄)                      |
| 疾<br>病      | 保護者の心身に病気や障害がある場合<br>⇒療養が必要なくなるまで                           | 病気等申立書<br>※かかりつけの病院の医師の証明(文書料は自己負担)                     |
| 看<br>護      | 同居家族またはその他の親族が病気や障<br>がいのため常時看護(介護)を必要とする場<br>合⇒介護が必要なくなるまで | 病人看護等申立書<br>※看護等を受ける方のかかりつけの病院の医<br>師の証明(文書料は自己負担)      |
| DV<br>等     | 虐待やDVのおそれがある場合<br>⇒危険性がなくなるまで                               | 公的機関の証明書  |
| 就<br>学      | 職業訓練校・大学等に通学している場合<br>⇒最終通学日の月末まで                           | 保育所入所申立書及び<br>在学証明書及びカリキュラム                             |
| 求<br>職<br>中 | 求職活動をしている場合<br>⇒入所した日(月の初日)から最大3カ月まで                        | 保育所入所申立書及び求職活動が確認<br>できる書類(ハローワークの登録証等)                 |
| 災<br>害      | 火災や風水害や地震などの復旧にあたって<br>いる。⇒復旧するまで                           | 必要に応じて町が求める書類   |
| 他           | その他、保育が必要と判断できる場合   | 必要に応じて町が求める書類   |

## (2)留意事項

・「保育を必要とする理由」のうち、就労、看護、就学、他については、月 60 時間以上のもの、またはそれに等しい状態と認められるものが基準となります。

・児童の保護者であれば、単身赴任などで佐々町以外にお住いの方でも、保育を必要とする証明書類の提出が必要です。

・「求職中」の場合は、利用開始日は月の初日のみで、利用期間は年度内に原則3カ月です。(年度をまたぐ場合でも、連続して3カ月を超える利用は出来ません。)

## (3)標準時間と短時間について

本来、保育認定(2・3号認定)を受ける場合、保護者の就労時間により「標準時間保育」・「短時間保育」に分けて認定し、認定区分に応じて保育を行います。就労時間が120時間未満の場合や、求職活動中などは短時間保育認定に該当しますが、佐々町では短時間保育認定であっても、標準時間保育に統一した保育を条例に規定し、実施しております。

## ◇◇申込み方法◇◇

---

希望する保育所等を決める際は、児童と一緒に必ず施設を見学し、保育内容や立地などを十分に検討・確認してください。

希望施設が決まったら利用に必要な書類を揃え、住民福祉課(福祉班)に提出してください。申込書類は、住民福祉課(福祉班)及び各施設にあります。ご家庭により提出していただく書類が異なりますので、ご不明な点がございましたら、住民福祉課(福祉班)に確認してください。

※施設見学に行かれる際は、事前に施設の都合を電話で確認してください。

## ◇◇申込みに必要な書類◇◇

---

次の必要書類が揃わなければ正式な受付となりません。このため必要書類の提出が遅れると、希望日から利用できないことがありますので、ご了承ください。

※書類の提出については、原則入所希望日の2カ月前から1カ月前までの間にお願います。

### ☆すべての方が必要な書類

① 施設型給付・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼 保育所等利用申込書)

② 保育を必要とする証明書類

(※P2の(1)保育を必要とする理由と期間、及び証明書類をご確認のうえ、父、母それぞれ該当する要件の書類を提出してください。)



☆該当する方のみ必要な書類(保育料を決定するための書類)

a. 令和5年1月1日以降に佐々町に転入された方のうち、海外から転入の方

⇒海外在住中の所得額・控除額がわかる書類(formW2等)

b. ひとり親家庭の場合

⇒児童扶養手当の受給資格または母子・父子福祉医療の受給資格のいずれにも該当しない方は、戸籍謄本を提出してください。

c. 在宅障がい児(者)等の場合

子どもまたは同一生計の家族が次のいずれかに該当する場合は、手帳や証書等の写しを提出してください。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※特別児童扶養手当の認定を受けている方

※国民年金の障害基礎年金等を受給されている方

d. 同一世帯内で幼稚園等の施設に通う就学前の兄・姉がいる場合

下記施設に通園している場合は、在園証明書を提出してください。

※私学幼稚園(支給認定を必要としない幼稚園)、特別支援学校幼稚園部、難聴幼児通園施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、児童デイサービス施設

b、c、に該当する場合、所得によっては保育料減免の対象となる場合があります。

dに該当する場合、保育料のきょうだい児減免が適用されます。

◇◇利用の調整(選考)◇◇

---

※提出書類の審査後、選考の結果は、通知書で連絡します。

・利用の調整(選考)は、利用希望月の前月に行いますので、申込書類は前々月下旬までに提出してください。なお、希望施設の変更や利用希望日の変更があるときは早めに連絡してください。

・認定こども園及び地域型保育事業の場合は、施設との直接契約となりますので、施設利用内定通知書が届いたら、施設と契約を行ってください。

・申込書は年度末(3月末)まで有効です。したがって、空き待ち等で利用できていない方は新年度(4月以降)の申込みが改めて必要になります。

◇◇利用開始日および期間について◇◇

---

利用できる期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳に達する日までの間で保育を必要とする期間(支給認定証の認定期間)になりますが、必ず年1回の更新の手続きが必要です。ただし、証明書の雇用期間や治療見込期間が記入してある場合は、その期間に応じて認定期間が決定されますので、引き続き利用を希望する方は、認定期間の終了日までに必ず証明書等を提出してください。

利用開始日は、原則毎月1日からの利用となります。ただし、やむを得ない場合に限り、月途中からの利用ができます。この場合の利用開始は、保育が必要となる日の2週間前からです。

求職中での利用開始日は月の初日のみで、年度内に原則3カ月です(年度をまたぐ場合でも、連続して3カ月を超える利用はできません。)

産休・育休明けや新たに仕事を始めるときは、就労開始日の2週間前から利用を希望することができます。

## ◇◇施設利用中の手続きについて◇◇

---

保育を必要とする要件の状況が変わった場合や、住基内容(名前、住所、世帯構成等)が変わった場合は、届出が必要です。

以下のような場合は、速やかに利用施設又は住民福祉課へ連絡し、『支給認定変更申請書』及び添付書類を提出してください。また、届出が遅延した場合や、保育を必要とする理由に虚偽の報告があったときは、施設利用が出来なくなる場合がありますのでご注意ください。

①婚姻・離婚・死亡等により児童の保護者に変更があった場合(改姓や住所変更も含む)

※離婚等により「ひとり親」となった場合は、児童の戸籍が異動後の戸籍に定まった日の翌月から、保育料が再算定されます。(離婚日ではないので注意)

※婚姻した場合は、婚姻日の翌月から新たな保護者(婚姻相手)の市町村民税額を合算して再算定します。

②修正・更正・還付申告により税額が変更になった場合

③町外へ転出する場合

※引き続き通園中の施設の利用を希望する場合は、事前に佐々町役場および転居先の市町村役場にご相談ください。

④支給認定区分(1号認定⇔2号認定)の変更を希望する場合

⑤その他、申込事項に変更があった場合(町内転居や同居家族の増減など)

⑥保育を必要とする理由が変更になった場合

(例:勤務先変更、就労時間増減、産休・育休取得、産休・育休明け、退職等)

★届出を行う際の添付書類については、役場又は施設にお尋ねいただくか、HP等をご覧ください。

## ◇◇施設をやめるときの手続きについて◇◇

---

退所を希望する日の1週間前までに、利用施設または佐々町役場住民福祉課に『退所届』を提出してください。退所届の提出が遅れた場合、遡っての退所はできませんので、その後も施設に在籍しているとみなして保育料を納入していただきます。

なお、以下の場合には退所となりますので、速やかに手続きをお願いします。

①退職等により、「保育を必要とする理由」に該当しなくなった場合

②正当な理由がなく、1か月以上欠席した場合



③ 佐々町の児童で、町外の施設を利用している児童の保護者が退職した場合  
(※「求職活動」要件では、町外施設の利用はできないため、退所となります。)

上記以外にも、認定期間が満了した場合は、事前に継続利用の申請がない限り、認定期間満了日付で自動的に退所となります。※退所届の提出は必要です。

## ◇◇育児休業中の利用児童の取扱いについて◇◇

---

就労要件で施設を利用しており、子どもの出産に伴い産前産後休暇及び育児休業を取得する場合は、育児・介護休業法の規定に基づく育児休業であれば、出産した子の1歳の誕生日までは保育所等入所児童が引き続き施設利用することが可能です。ただし、必ず届出が必要です。速やかに『支給認定変更申請書』及び添付書類を提出してください。なお、育児休業中の新規の利用はできません。

要件：育休中の保育利用については、継続利用のみ可。

(※就労要件での施設利用を経たうえで、仕事復帰前提での継続利用に限る。)

提出書類：支給認定変更申請書及び就労証明書(産休・育休期間の記載が必要)

認定期間：出産した子が満1歳になる月の末日まで。

※育休を1年以上取得する場合も上記のとおり。

※育休期間が、子が満1歳になる月より短い場合は、育休期間までの認定とする。

※途中で育休期間を変更した場合も、認定変更の手続きが必要です。

認定期間が満了した場合は、速やかに退所届を提出してください。仕事復帰されるまでは家庭保育となります。その後、就労開始により保育施設の利用を希望される場合は、あらためて新規申込が必要です。

## ◇◇寡婦(夫)のみなし適用について◇◇ ※平成30年9月から※

---

平成30年9月から、未婚のひとり親を対象に、申請に基づいて寡婦(夫)控除をみなし適用して保育料を算定します。該当する世帯は、保育料が減免される場合があります。(※適用については、保護者からの申請が必要です。)

みなし適用の対象となる方は、現況日(所得を計算する年の12月31日)及び申請日時点において、婚姻によらずに母(父)となっており、現に婚姻していない方です。(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は該当しません。)また、保育所等に通所している子と生計を同じくしており、他の人の扶養親族になっていないことが要件です。

(※さらに、父の場合は前年所得500万円以下という制限があります。)

☆申請方法については、佐々町役場住民福祉課へお問い合わせください。

## ◇◇その他注意事項◇◇

---

☆佐々町在住で、町外の保育施設を希望する場合

施設入所の可否は、その施設が所在する市町村が決定します。事前にご自身で、施設が所在する市町村に入所申込締切日等をご確認ください。なお、申込書類の提出先は佐々町役場です。

※町外保育施設の利用には要件がありますので、事前に佐々町役場住民福祉課へお問い合わせください。

☆窓口確認について

保育所等施設を利用申請する際には、児童、保護者および世帯員全員の「個人番号(=マイナンバー)」の記載が必要です。

☆保育料のほかに、別途必要な費用(教材費等)について事前に施設へご確認ください。

## ◇◇利用者負担額(保育料)について◇◇

---

### ① 保育料の決定

保育料は、保護者等の町(市)民税額(所得割・均等割)、子どもの支給認定区分、きょうだいの状況で決定します。

| 保育料            | 保育料決定にかかる町民税 |
|----------------|--------------|
| 令和6年4月～令和6年8月分 | 令和5年度分       |
| 令和6年9月～令和7年3月分 | 令和6年度分       |

・税額控除については、調整控除を除き控除がないものとして計算します。

・保育料は年度初め4月1日の年齢で決まり、その金額が翌年3月まで適用されます。したがって入所後に年齢が変わっても、その年度内の保育料は変わりません。

・2人以上の児童が利用する場合は、半額免除・全額免除の軽減があります。

※児童の兄・姉が幼稚園等に通園している場合も、保育料について同様の軽減があります。

(兄・姉の在園証明書が必要→4ページ参照)

・保育料は、保護者の住民税額(所得割、均等割)によって算出しますので、原則、書類の提出は必要ありませんが、未申告などで税情報が確認できない場合は、申告をお願いする場合があります。

・家計の主宰者が父母以外の扶養義務者の場合や、同居祖父母の収入が父母より高い場合などは、その扶養義務者の住民税額(所得割・均等割)も保育料算定の対象となる場合があります。

・ひとり親家庭の場合、同居親族に障がい者がいる場合、同一世帯に支給認定を必要としない幼稚園等に通う兄、姉がいる場合は、それを証明する資料を提出することにより、保育料減免の対象となることがあります。(資料が必要な場合→4ページ参照)

② 保育料の納入方法は以下のとおりです。(納付期限は毎月月末 ただし 12 月は 25 日)

なお、認定こども園・地域型保育事業については、施設が保育料を徴収しますので、各施設にお尋ねください。

i) **口座振替**

預金通帳と通帳届出印をご持参のうえ、取扱金融機関にて手続きをお願いします。口座振替利用申込書は町内の取扱金融機関、町内保育所、住民福祉課(福祉班)にあります。

提出された翌月分の保育料から口座振替となります。振替日は毎月 25 日です。振替日が休日の場合は、翌営業日になります。

《取扱金融機関》

十八親和銀行、ながさき西海農協、ゆうちょ銀行、西海みずき信用組合

ii) **納入通知書**

各家庭に郵送しますので、取扱金融機関・役場出納室又は通知書に記載されているコンビニエンスストアで納入してください。

【注意】

保育料は、月額です。月途中で入所・退所した方は、在籍期間に応じて日割り計算します。ただし、家庭の都合、病気等で長期欠席されても保育料の日割りはできません。

保育料は、保護者が責任をもって、毎月納期限までに必ず納付してください。納期限を過ぎても保育料の納付がない場合は、法的手続きにより財産等の差押えを受けることがあります。



提出日を記入してください。

現況届兼施設利用申込書も同様の記入をお願いします。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（兼 保育所等利用申込書）

令和 年 月 日

(保護者氏名)

佐々町長

殿

個人番号の記入をお願いします。

佐々 一郎

|                        |   |      |    |             |
|------------------------|---|------|----|-------------|
| 申請に係る<br>小学校就学前<br>子ども | (フリガナ)<br>氏 名   | 生年月日 | 性別 | 障害者手帳<br>有無 |
|                        | ( サザ タロウ )<br>佐々 太郎<br>個人番号：123456789101  |      |    |             |
| 保護者<br>住所・連絡先          | (住所)長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2<br>(連絡先) (父) 090-0000-0000 (母) 080-0000-0000   |      |    |             |
| 保育の希望の<br>有無(※)        | <input checked="" type="radio"/> 有 : 保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)<br><input type="radio"/> 無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く) |      |    |             |

・署名・押印してください。  
※町からの保育関係の文書は、ここに記載された保護者宛に送付されます。  
※すでに通園中のきょうだい児がいる場合は統一してください。

○で囲んでください。

※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。

電話番号の記入をお願いします。

- (※)
- ・「保育所等」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育をいいます。(以下同じ)
  - ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
  - ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

・同居者全員の各項目を記入してください。  
 ・単身赴任中等の生計同一の保護者(父、母)も記入してください。  
 ・個人番号(マイナンバー)の記入をお願いします。  
 ・在宅障がい児(者)の場合は、備考欄に「障がい」と記入してください。

| 区分      | (フリガナ)氏名                                  | 子の関係 | 生年月日                  | 性別  | 職業             | 有・無 |
|---------|---|------|-----------------------|-----|----------------|-----|
| 子どもの世帯員 | ( サザ イチロウ )<br>佐々 一郎<br>個人番号：987654321010 | 父    | 昭和 平成 令和<br>49年1月31日生 | 男・女 | 佐々町役場<br>住民福祉課 | 有・無 |
|         | ( サザ ヨウコ )<br>佐々 陽子<br>個人番号：987654321011  | 母    | 昭和 平成 令和<br>56年2月6日生  | 男・女 | 佐々弁当店          | 有・無 |
|         | ( サザ ジロウ )<br>佐々 次郎<br>個人番号：987654321012  | 祖父   | 昭和 平成 令和<br>23年9月18日生 | 男・女 | (株)佐々運輸        | 有・無 |
|         | ( サザ マツコ )<br>佐々 松子<br>個人番号：987654321013  | 祖母   | 昭和 平成 令和<br>30年3月25日生 | 男・女 | 佐々衣料店          | 有・無 |

・継続利用の場合は、令和5年4月1日と記入してください。  
 ・新規利用の場合は、利用開始希望日を記入してください。

令和6年3月31日または、短期間利用等の利用終了日を記入してください。

|         |   |
|---------|---|
| 生活保護の適用 | <input checked="" type="radio"/> 適用無し <input type="radio"/> 適用有り ( <input type="radio"/> 保護開始 ) |
|---------|---|

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

|                     |                         |        |
|---------------------|-------------------------|--------|
| 利用希望期間              | 令和5年 月 日 から 令和 年 月 日 まで |        |
| 利用を希望する<br>施設(事業者)名 | 施設(事業者)名・希望理由           | 事業所番号* |
|                     | 第1希望 ○○保育所 (理由)自宅に近いから  |        |
|                     | 第2希望 (理由)               |        |
|                     | 第4希望 (理由)               |        |
|                     | 第5希望 (理由)               |        |

・利用希望施設を記入してください。

理由の例  
 ・自宅に近いから  
 ・勤務地に近いから  
 ・実家に近いから 等

○ 「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。\*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません  
 ○ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記

該当する箇所の記入と  
□欄の該当箇所に「レ」  
を記入してください。

|               |   |  |            |
|---------------|---|--|------------|
|               | 続柄  | 必要とする理由  |            |
| 保育の利用を必要とする理由 | 父   | <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧<br><input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))                               |            |
|               | 母   | <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動<br><input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br>(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) |            |
| 家庭の状況         | <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外 |  |            |
| 希望する利用時間      | 利用曜日  |  | 利用時間       |
|               | (月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土)   |  | 8時から 18時まで |

④同意書

佐々町長 様

佐々町が施設型給付費・地域型保育給  
事項(同一世帯者を含む)について、町長  
に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示  
なお、利用者負担額については、保護者が責任をもって納付することとし、未  
処理されることに同意します。

1. 住民基本台帳に関する事 2. 住民税に関する事 3. 児童手当・児童扶養手当・児童養育手当に関する事  
4. 母子・父子福祉医療費に関する事 5. 各種障害者手帳・障害者年金等に関する事 生活保護等に関する事

・保護者(父・母等)による署名・押印をお願いします。  
・保護者がひとり親である場合は、1箇所のみ署名・押印を

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印) \_\_\_\_\_ (印)

※本人自署の場合は押印不要

※世帯員の居住地について

前年、当年の1月1日時点の居住地が当市町村ではない世帯員の有無 ( 有 ・ 無 )

(対象となる世帯員の氏名・当時の居住地)

該当する場合、記入してください。

\*市町村記載欄

|   |                          |  |
|---|--------------------------|--|
| 受付年月日   | 令和 年 月 日                 |  |
| 認定の可否   | 認定者番号                    | 認定区分等  |
| 可・否<br>(否とする理由)<br><br>令和 年 月 日 認定  |                          | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号<br>( <input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短 ) |
| 支給(入所)の可否   | 支給(利用)期間                 |  |
| 可・否<br>(否とする理由)<br><input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型  | 自 平成 年 月 日<br>至 平成 年 月 日 |  |
| 入所施設(事業者)名  |                          |  |
| <input type="checkbox"/> 認定こども園 ( <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 ( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保 ) <input type="checkbox"/> 保 ( <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼 ) <input type="checkbox"/> 地 ( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保 )<br><input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 ( <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 ) |                          |  |
| 備考  |                          |  |

\*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

|              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 受付年月日        | 令和 年 月 日                      |
| 施設(事業者)名     | (事業所番号: )                     |
| 担当者氏名<br>連絡先 | (担当者)<br>(連絡先)                |
| 利用契約(内定)の有無  | 有(契約・内定 ( 年 月 日契約(内定) ) ) ・ 無 |
| 備考           |                               |



# 佐々町内保育所等位置図

**さざなみ保育園**  
 (設置主体-(福)さざなみ福祉会)  
 (開所時間-7:00~19:00)  
 (定員-60名、電話-63-2513)  
 (所在地-佐々町古川免111)



**佐々青い実幼稚園**  
 (設置主体-(福)蓮華園)  
 (開所時間-6:50~20:00)  
 (定員-215名、電話-62-2073)  
 (所在地-佐々町市場免113-7)



**佐々神田保育園**  
 (設置主体-(福)針尾福祉会)  
 (開所時間-6:45~20:00)  
 (定員-170名、電話-62-2311)  
 (所在地-佐々町宮瀬免字春ノ前896番地1)



**佐々町立第2保育所**  
 (設置主体-佐々町)  
 (開所時間-7:30~19:00)  
 (定員-131名、電話-62-2231)  
 (所在地-佐々町小浦免746)



佐々町役場

0 0.5 1 2km

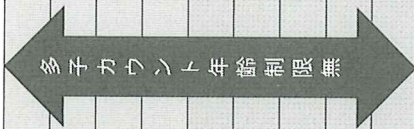




# 令和6年度 保育所等の利用者負担額(保育料)※変更になる可能性があります

(単位:円/月)

| 町階層    | 階層区分                         | 推定年収     | 国基準額<br>【標準時間:11時間】 | 3号認定者(保育認定/満3歳未満児)<br>※保育所・認定こども園(保育部) | 佐々町<br>保育料 |
|--------|------------------------------|----------|---------------------|--|------------|
| 1      | 生活保護世帯等                      | -        |                     | 0                                      | 0          |
| 2 - A  | 2 - Bのうちひとり親世帯等              | -        |                     | 0                                      | 0          |
| 2 - B  | 町民税非課税世帯                     | ~260万円   |                     | 0                                      | 0          |
| 3 - A1 | 3 - A2のうちひとり親世帯等             | -        |                     | 0                                      | 0          |
| 3 - A2 | 均等割のみ課税される世帯                 | ~270万円   |                     | 19,500                                 | 0          |
| 3 - B1 | 3 - B2のうちひとり親世帯等             | -        |                     | 9,000                                  | 0          |
| 3 - B2 | 所得割課税額 48,599円以下             | ~330万円   |                     | 19,500                                 | 0          |
| 4 - A1 | 4 - A2のうちひとり親世帯等             | -        |                     | 9,000                                  | 0          |
| 4 - A2 | 所得割課税額 48,600円以上 57,699円以下   | -        |                     | 30,000                                 | 0          |
| 4 - A3 | 4 - A4のうちひとり親世帯等             | -        |                     | 9,000                                  | 0          |
| 4 - A4 | 所得割課税額 57,700円以上 72,799円以下   | ~340万円   |                     | 30,000                                 | 22,000     |
| 4 - B1 | 4 - B2のうちひとり親世帯等             | -        |                     | 9,000                                  | 8,200      |
| 4 - B2 | 所得割課税額 72,800円以上 77,100円以下   | ~360万円   |                     | 30,000                                 | 22,000     |
| 4 - C  | 所得割課税額 77,101円以上 96,999円以下   | ~470万円   |                     | 30,000                                 | 27,000     |
| 5 - A  | 所得割課税額 97,000円以上 132,999円以下  | ~550万円   |                     | 44,500                                 | 32,000     |
| 5 - B  | 所得割課税額 133,000円以上 168,999円以下 | ~640万円   |                     | 44,500                                 | 32,000     |
| 6 - A  | 所得割課税額 169,000円以上 211,200円以下 | ~680万円   |                     | 61,000                                 | 40,000     |
| 6 - B  | 所得割課税額 211,201円以上 300,999円以下 | ~930万円   |                     | 61,000                                 | 40,000     |
| 7      | 所得割課税額 301,000円以上 396,999円以下 | ~1,130万円 |                     | 80,000                                 | 40,000     |
| 8      | 所得割課税額 397,000円以上            | 1,130万円~ |                     | 104,000                                | 40,000     |



※1号認定者(教育認定)及び2号認定者(保育認定・3歳児クラス以上の子ども)については、保育料は0円です ※3号認定保育料は、給食(材料)費を含みます。  
 ※上記は第1子目の金額であり、第2子目は1/2の金額、第3子目以降は無料となります。 ※保育料は、利用する施設・事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。  
 3号認定者は同時利用の未就学児兄弟から加算します。 ※8月分までの保育料は前年度の町民税額、9月分以降の保育料は当年の町民税額により決定されます。  
 3号認定者は1~4-A2の階層に該当する場合は、年齢制限なく加算します。 ※保育料の他、施設により、給食(材料)費、行事代・バス利用代等の実費徴収費や上乘徴収費がかかることがあります。  
 ※教育・保育認定のひとり親世帯等(1~4-B1階層)の金額は、2子目以降は無料となります。 ※施設型給付及び地域型保育給付の対象とならない施設の保育料は、各施設が定める保育料となります。

## 提出物チェックシート

- 同居者全員の名前、個人番号（マイナンバー）を記入していますか
- 保護者および同居者の勤務先、学校名等を記入していますか
- 保護者の署名・印鑑を押していますか
- 就労証明書など「保育を必要とする」証明書が揃っていますか

※利用のしおり 2ページ参照

必要となる書類が全部揃わなければ正式な受付となりません。  
書類を揃えるのに時間がかかると、希望日から利用できないことがあります。

※以下について、詳しくは利用のしおりの4ページをご確認ください。

### 【海外から転入の方】

- 所得額・控除額がわかる書類が揃っていますか

【ひとり親家庭である場合】※児童扶養手当の受給資格、または母子・父子福祉  
医療費の受給資格のいずれも受けていない方

- 戸籍謄本がありますか

### 【同居親族に障害がある場合】

- 手帳や証書等の写しが揃っていますか

【同一世帯に、支給認定を必要としない幼稚園等に通う兄、姉がいる場合】

- 幼稚園等から在園証明書を発行してもらっていますか